障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会運営要綱

Ⅰ　総　　則

第１　目的

この要綱は、「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例施行規則」（以下、「規則」という。）第20条の規定に基づき、「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」（以下、「条例」という。）第41条に規定された障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会（以下、「地域づくり委員会」という。）の運営等について定める。

なお、地域づくり委員会は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）（以下「差別解消法」という。）第14条に基づく相談及び紛争の防止等を行うとともに、同法第17条に基づく障害者差別解消支援地域協議会の役割を担う。

第２　定義

(1)　この要綱において「特定の障がい者」とは、(3)の特定事案において、虐待や差別を受けるなど、暮らしづらい状況にあるとされる障がい者をいう。

(2)　この要綱において「原因となる者」とは、特定事案において、特定の障がい者の暮らしづらさの原因となっているとされる者をいう。

(3)　この要綱において「特定事案」とは、規則第12条による協議等の申立て（以下「申立て」という。）のあった事案のうち、次のアからエに該当すると考えられるもので、特定の障がい者と原因となる者の双方が特定されている事案をいう。

ア　虐待に関する事案

イ　障がい者の権利に重大な支障を及ぼす事案

ウ　著しい暮らしづらさに該当する事案（ア、イに該当する事案を除く）

エ　その他権利侵害や暮らしづらさを伴う事案

(4)　この要綱において「地域課題等」とは、条例第42条に規定された地域づくり委員会の所掌事項に該当する事案のうち、特定事案以外のものをいう。

(5)　この要綱において「申立人等」とは、申立てを行った者及び申立事案において暮らしづらい状況にあるとされる障がい者をいう。

第３　地域づくり委員会の組織

１　委員

(1)　地域づくり委員会の委員（以下「委員」という。）は、条例第44条第１項の各号に掲げる者からそれぞれ１名以上を選出するものとする。

(2)　条例第44条第１項第１号及び第２号に係る者の一部については公募する。公募に関する事項は、別に定める。

(3)　(2)の規定により公募した委員が欠けた場合の補欠の委員の選任は、公募により行う。

(4)　条例第44条第１項の各号に掲げる者が出席する場合、次の者を同席させることができる。

ア　当該障がい者を介助する家族

イ　当該障がい者を支援する者

２　専門委員会

(1)　地域づくり委員会での協議に当たり、専門的な協議が必要であると認める場合、規則第14条に基づき専門委員会を設置することができる。

(2)　専門委員会は、地域づくり推進員及び次に掲げる者から構成する。

ア　地域づくり委員会の委員

イ　有識者

ウ　その他、協議を進めるうえで必要な専門的知見を有する者

(3)　専門委員会の委員は、６名以内とする。

(4)　専門委員会の委員長は、地域づくり推進員とする。

(5)　その他、専門委員会に関し必要な事項は、地域づくり委員会において決定する。

３　事務局

(1)　地域づくり委員会の事務局（以下「事務局」という。）は、振興局及び総合振興局（以下、「振興局等」という。）の保健環境部社会福祉課に置く。また、広域相談支援体制整備事業実施要綱に規定する地域づくりコーディネーターは事務局に参画するものとする。

(2)　事務局は、次の事務を処理する。

ア　地域づくり推進員及び地域づくり委員会委員の任免に関すること。

イ　地域課題の把握に関すること。

ウ　地域づくり委員会の開催に関すること。

エ　その他、地域づくり委員会の運営に必要な事項に関すること。

(3)　地域づくり推進員、地域づくりコーディネーター及び振興局等は一体となって地域づくり委員会の円滑な運営に努めなければならない。

(4)　事務局は、Ⅲ－第１－(1)の規定に基づき地域づくり推進員が実施する地域課題等を把握する取組に対し、積極的に協力しなければならない。

(5)　事務局は、(2)の事務を処理するに当たっては、「附属機関等の設置及び運営に関する基準」に留意するものとする。

第４　地域づくり委員会の運営上の留意事項

(1)　地域づくり推進員は、規則第13条の規定に基づき協議する事案ごとに指名した委員（以下、「指名した委員」という。）に事故があるときは、新たな委員を指名するなど、必要な措置をとらなければならない。

(2)　地域づくり推進員は、条例第46条第４項の規定に基づき、協議する事案に応じ、専門的な知見を有する者、特定の障がい者と同じ種別の障がい者、地域相談員、関係行政機関の職員などに参考人として地域づくり委員会へ出席を求め、意見を聴取することができる。

(3)　地域づくり推進員、委員及び参考人は、関係者それぞれの立場を理解し、中立かつ公平な立場に立ち誠実にその職務を行わなければならない。

(4)　地域づくり推進員、委員及び参考人は、個人情報やプライバシーの保護に十分配慮するとともに、地域づくり委員会において知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

なお、条例第42条第２項に基づく情報の交換及び協議を行う地域づくり委員会において知り得た秘密を漏らした場合は、差別解消法第19条の規定に違反した者として、同法第25条に基づき、１年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するものとする。

Ⅱ　特定事案の協議又はあっせん

第１　虐待に関する事案等の該当要件

Ⅰ―第２―(3)に規定する「特定事案」のアからウに規定する事案の該当要件は次のとおりとする。

ア　虐待に関する事案

条例第21条に規定する行為に該当する事案をいう。

イ　障がい者の権利に重大な支障を及ぼす事案

次に掲げる基準のすべてに合致する行為をいう。

(ｱ)　虐待に準ずる程度の重大な権利侵害を伴うものであること。

(ｲ)　意図的で悪質性の高いものであること。

(ｳ)　継続又は再発されるおそれが高いものであること。

ウ　著しい暮らしづらさに該当する事案（ア、イに該当する事案を除く）

次に掲げる基準のすべてに合致する行為をいう。

(ｱ)　原因となる者が意図的であるか否かを問わず、障がい者の生活に相当の支障が生じるものであること。

(ｲ)　支障の重大性、再発の防止等の観点から、原因となる者に対して改善のための措置を講じることが望ましいと判断されるものであること。

第２　特定事案に関する協議又はあっせんの開始

地域づくり委員会は、規則第11条第１号に規定する申立てにより、特定事案に関する協議又はあっせん等を開始する。

なお、通報等において把握はしたが、申立人がいない事案については、特定の障害者の居住地又は現在地の市町村に対し、通報のあった情報を提供し、市町村の協力を得て特定事案に関する協議又はあっせん等を開始するものとする。

第３　障がい者の意に反する申立てに対する対応

１　受理前の対応

(1)　事務局は、特定の障がい者以外の者が行う申立てであって、当該申立てが当該障がい者の意に反する恐れがある場合は、次の方法等により、当該障がい者の意向を確認する。

ア　特定の障がい者との面接。

イ　特定の障がい者が意思を表示できない場合は、同居の家族又は支援者等との面接。

(2)　特定の障がい者の意に反することが確認された場合は、申立書は受理しない。

２　受理後の対応

受理後の調査等において、特定の障がい者の意に反する申立てであることが確認された場合は、その旨を申立人に説明するとともに、申立てを却下する。

第４　申立書の受理

１　基本的な取扱い

(1)　規則第12条第２項の規定に基づく地域づくり推進員へ提出する協議等申立書（以下「申立書」という。）は、申立人が居住する市町村の区域を所管する振興局等の事務局において収受するものとする。

(2)　申立書の提出を受けた事務局は、規則第12条第１項ただし書の場合を除き、全ての申立書を受理する。

(3)　視覚障がい者は、(1)の協議等申立書に代えて、次の事項を点字により表記した文書を提出することができる。

ア 申立人の氏名、住所及び電話番号

イ 特定の障がい者の住所、氏名

ウ 申立人と特定の障がい者との関係

エ 事案の具体的内容

オ 求める措置の内容

カ 裁判所における係争の有無等

(4)　規則第12条第３項第４号の「協議等を行うことが適当でないと地域づくり推進員が認めたとき」には、法務局（地方法務局、支局を含む）の人権相談所、市町村の相談支援事業所など、他の相談機関にすでに相談を行い、当該機関で協議等が行われている場合を含むものとする。

２　地域づくり委員会の協議又はあっせんの対象としない事案

規則第12条第３項の規定に該当する事案については、その旨を申立人に通知するとともに、事務局において、申立人への説明、助言や関係機関（市町村相談支援事業所を含む）の紹介などを行う。

３　緊急の対応

(1)　事務局である社会福祉課は、特定事案について、特定の障がい者の生命又は身体に重大な危険が生じるおそれが想定される場合は、当該障がい者の安全の確保を第一に、振興局等関係部局、関係市町村、関係機関等と連携・協力し、速やかに次の対応等が講じられるよう取り組むものとする。

ア　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスの利用（共同生活援助、短期入所等）

イ　身体障害者福祉法第18条第１項又は第２項の規定による市町村の措置

ウ　知的障害者福祉法第15条の４又は第16条第１項第２号の規定による市町村の措置

エ　その他必要な措置

(2)　(1)の措置を講ずるに当たり、事件性が認められると判断した場合は警察へ事実の通告を行う。

(3)　(1)の措置を講じた場合、社会福祉課は、速やかに地域づくり推進員及び障がい者保健福祉課に報告を行う。

４　地域づくり委員会の協議又はあっせんの対象とする事案

(1)　地域づくり推進員は、特定事案（規則第12条第３項の規定に該当するものを除く）について、遅滞なく、地域づくり委員会で協議又はあっせんを行うものとする。

ただし、地域づくり推進員は、必要に応じて、次の対応等を講じることができる。

ア　申立人等への説明及び助言並びに関係者間の調整

イ　関係機関（市町村相談支援事業所を含む）の紹介

ウ　関係部局又は関係行政機関（市町村相談支援事業所を含む）への事実の通告

(2)　申立人に、(1)のアからウに規定する対応等による結果に不服がある場合、地域づくり委員会での協議又はあっせんを行うものとする。

(3)　地域づくり推進員は、特定事案について協議又はあっせんを行うことを決定したときは、遅滞なく、原因となる者に、調査若しくは地域づくり委員会での協議又はあっせんを開始することについて別記参照第１号様式を参考に次の事項を通知し協力を求めるものとする。

ア　申立人の申立て事案の具体的内容

イ　申立人の求める措置の内容

ウ　調査等の根拠

第５　調査

地域づくり推進員又は事務局は、地域づくり委員会での協議又はあっせんに先立ち、特定事案に係る事実関係や原因となる者の主張等について把握するため、必要に応じて次の調査を行うことができる。

１　任意の調査

(1)　地域づくり推進員又は事務局は、原因となる者又は関係者等の協力の下、電話又は面接等により任意の調査を実施することができる。

(2)　任意の調査は、地域づくり推進員又は事務局が、申立人等から、事案の具体的内容、求める措置の内容等について聴取するとともに、原因となる者又は関係者から、事案の具体的内容、申立人等の主張に対する意見等について聴取する。

(3)　事務局は、調査終了後、原則として、１週間以内に調査結果調書を作成する。また、調査結果調書には、次の事項を記載するものとする。

ア　調査実施年月日・場所

イ　調査の対象となった申立人、原因となる者等の氏名

ウ　調査を実施した地域づくり推進員又は事務局職員氏名

エ　申立てのあった事案について確認した事実

オ　調査の対象となった申立人、原因となる者等の主張

カ　申立人の求める措置の内容

キ　その他、地域づくり委員会での協議の参考となる事項

２　条例第47条の規定に基づく調査

(1)　地域づくり推進員は、特定事案のうち、Ⅰ―第２―(3)のア又はイに該当すると認めた事案について、条例第47条の規定に基づく調査を実施することができる。

(2)　地域づくり推進員は、条例第47条の調査の実施に当たっては、別記参照第２号様式を参考に次の事項を原因となる者又は関係者に対し通知するものとする。

ア　調査の根拠規定

イ　調査の日時及び場所

ウ　調査員職・氏名

エ　調査出席者氏名

オ　その他留意事項等

(3)　条例第47条の調査は、地域づくり推進員又は事務局が２名以上で、面接により実施する。

(4)　特定事案に関する条例第47条の調査は、地域づくり推進員又は事務局が、申立人等から事案の具体的内容、求める措置の内容等について聴取するとともに、原因となる者又は関係者から事案の具体的内容、申立人等の主張に対する意見等について聴取する。

(5)　調査結果調書は、「１　任意の調査」の(3)に準じて作成する。

３　調査の協力が得られなかった場合の対応

正当な理由なく、原因となる者から調査に対する協力が得られなかった場合の対応は、次のとおりとする。（別紙１「調査に対する協力が得られなかった場合の対応（Ⅱ－第５－３）の流れ」参照）

(1)　条例第47条の調査の対象と考えられる事案で、特定の障がい者の生命又は身体に重大な危険の生じるおそれが想定される事案については、当該障がい者の保護を最優先に、第４―３に規定する緊急の対応を講じる。また、警察への事実の通告を行い、警察における取扱いとなった場合、関係市町村と今後の対応等を確認した上で、一旦は、地域づくり委員会での協議又はあっせんを終了することができる。

なお、警察への事実の通告を行わない場合は、(2)による措置を講じる。

(2)　条例第47条の調査の対象と考えられる事案で、(1)に準じる緊急性が認められない場合又は(1)において警察における取扱いに至らない場合、事務局は、原因となる者に対し、別記参照第３号様式を参考に、調査並びに地域づくり委員会での協議又はあっせんに対する協力が得られない時の対応を告知するとともに、次の事項を通知する。

ア　申立人の申立て内容

イ　申立人等から聞き取りした事実の概要

ウ　調査等の根拠

通知によっても協力が得られない場合、地域づくり推進員は、申立人等や関係者から聴取した内容により、申立人の主張が正当なものであると認められる事実が確認でき、かつ地域づくり委員会において指名した委員全員の賛成が得られた場合、当該確認された事実に基づき指導を行い、さらには、必要に応じ、知事に勧告を求めることができる。

また、申立人等や関係者から聴取した内容だけでは、申立人の主張が正当なものであると認められる事実の確認が困難な場合、地域づくり推進員は、申立人等にその旨を説明した上で、地域づくり委員会での協議又はあっせんを打ち切ることができる。

なお、特定の障がい者の生命又は身体の安全の確保については常に留意し、危険が察知された場合は、第４－３に規定する緊急の対応により、障がい者の保護を最優先に迅速な対応を講じるものとする。

(3)　著しい暮らしづらさがあると認められる事案（(1)(2)に該当するものを除く）において、繰り返し任意の調査に対する協力を求めても協力が得られない場合、地域づくり推進員は、申立人等や関係者から聴取した内容により、申立人の主張が正当なものであると認められる事実が確認でき、かつ、地域づくり委員会において指名した委員全員の賛成が得られた場合、当該確認された事実に基づき指導を行うことができる。

また、申立人等や関係者から聴取した内容だけでは、申立人の主張が正当なものであると認められる事実の確認が困難な場合、又は指導に対する改善の見込みがない場合、地域づくり推進員は、申立人等にその旨を説明した上で、地域づくり委員会での協議又はあっせんを打ち切ることができる。

なお、任意の調査の過程等で、虐待又は障がい者の権利に重大な支障を及ぼすおそれが察知された場合、地域づくり推進員は、条例第47条の調査に切り替え、(1)又は(2)の対応を講じるものとする。

(4)　(1)(2)(3)以外の事案については、繰り返し任意の調査に対する協力を求めても協力が得られない場合、申立人等にその旨を説明した上で、地域づくり委員会での協議又はあっせんを打ち切ることができる。

なお、任意の調査の過程等で、虐待又は障がい者の権利に重大な支障を及ぼすおそれが察知された場合、地域づくり推進員は、(3)と同様に条例第47条の調査に切り替え、(1)又は(2)の対応を講じるものとする。

第６　特定事案の協議又はあっせん

１　協議又はあっせんの主な手順等

地域づくり委員会での協議又はあっせんの基本的な手順等は、概ね次のとおりとする。

(1)　事務局は、協議に先立ち、申立人等からあっせんの実施方法（双方同席の下で行うか、別々に意見を聴取するか、等）に対する要望等について聴取する。

(2)　地域づくり推進員は、(1)で確認した事項、第５の調査結果、専門委員会の協議結果を踏まえ、指名した委員とあっせんの実施方針等について協議する。

(3)　地域づくり推進員は、原則として、あっせんの実施日の７日前までに、申立人等及び原因となる者双方に対し、別記参照第４号様式を参考に次の事項を通知し、出席を求める。

ア　協議又はあっせんの根拠規定

イ　あっせんの日時及び場所

ウ　出席する地域づくり推進員及び地域づくり委員会委員の氏名

エ　出席する参考人の氏名

オ　その他留意事項等

(4)　地域づくり委員会の実施するあっせんにおいては、まず、申立人等及び原因となる者双方から意見を聴取し、事実関係等の確認を行う。その後、これまで把握した情報を総合し、地域づくり推進員、指名した委員及び参考人であっせん案等を協議し、その結果を基に、再度、申立人等及び原因となる者双方との調整を行う。

(5)　事務局は、地域づくり委員会の協議又はあっせん終了後、速やかに、経過概要等を記載した調書を作成するものとし、調書には、次の事項を記載する。

ア　実施年月日、開始及び終了時間、場所

イ　参加者の氏名等

ウ　参加者の発言要旨

エ　その他必要な事項

(6)　申立書、調査結果調書、(5)の調書等については、当該協議又はあっせんの終了した翌日から起算して、３年間保存しなければならない。

２　協議又はあっせんの終了等

(1)　地域づくり推進員は、特定事案の協議又はあっせんについて、次の場合に終了の決定を行うものとする。

ア　協議又はあっせんにより解決が図られたとき。

イ　指導により改善が図られたとき。

ウ　知事に勧告を行うことを請求したとき。

エ　警察へ事実の通告を行ったとき。

オ　調査協力が得られず、事実を確認できる見込みがないと判断したとき。

カ　協議又はあっせんによっては、解決の見込みがないと判断したとき。

キ　指導によっては、解決の見込みがないと判断したとき。

ク　その他、地域づくり推進員が、やむを得ないと認めたとき。

(2)　地域づくり推進員は、(1)の規定に基づき解決の見込みがないと判断し、地域づくり委員会での協議又はあっせんを打ち切る場合は、申立人及び原因となる者双方に対し、別記参照第５号様式を参考に次の事項を通知するものとする。

ア　申立人の申立て事案の具体的内容

イ　申立人の求める措置の内容

ウ　協議又はあっせんを打ち切る理由

エ　その他

３　その他留意事項

(1)　特定事案に関する地域づくり委員会は非公開とする。

(2)　条例第19条、第19条の２及び第20条に規定された差別や不利益な扱いの該当性は、事案に係る関係者、参考人の意見を聴取した上で、事案発生に至るまでの背景等の個別事情、関連する事案、別紙２『「差別・不利益な扱い」に関する指針』を踏まえて協議し、総合的に判断するものとする。

(3)　著しい暮らしづらさがある事案（虐待に関する事案又は障がい者の権利に重大な支障を及ぼす事案を含む）かどうかの判断は、調査の段階では、迅速性を確保するため地域づくり推進員が行うが、指導又は知事に勧告を求める際には、第１－ウの要件の該当の有無について地域づくり委員会で協議し、確認するものとする。

第７　推進本部での審議の請求

(1)　地域づくり推進員は、全道的な見地からの検討等が必要と判断した事項については、指名した委員と協議の上、条例第46条第５項の規定に基づき、北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部（以下「推進本部」という）に審議を求めることができる。

(2)　(1)の審議の求めは、別記参照第６号様式に次の書類を添付して保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課に提出することにより行うものとする。

ア　協議等申立書の写し

イ　調査結果調書の写し

ウ　地域づくり委員会での協議又はあっせんの経過等を記した調書の写し

エ　その他必要な書類

第８　指導

(1)　第６－１の協議又はあっせんにおいて、特定事案が、第１－ウの要件に該当し、著しい暮らしづらさがあると指名した委員の全員が判断した場合、地域づくり推進員は、原因となる者に対し条例第48条第１項に規定する指導（以下「指導」）を行うことができる。

(2)　(1)の指導は、別記参照第７号様式により、次の事項を原因となる者に対し通知して行うものとする。

ア　著しい暮らしづらさの事実

イ　改善を求める事項

ウ　改善状況を確認する時期

エ　その他参考事項

オ　指導等の根拠条文（条例第41条、第48条等）

(3)　地域づくり推進員又は事務局は、指導文書に記載した「改善状況を確認する時期」に、指導を行った原因となる者と面接し、改善状況を確認するものとする。

(4)　地域づくり推進員は、(3)による確認の結果、指導に対する改善が認められない場合、又は知事に勧告を求める必要があると判断した場合は、地域づくり委員会において協議を行い、必要な措置を決定する。

(5)　地域づくり推進員は、(3)による改善状況の確認後、改善状況及び今後の対応等について、申立人等に対し説明を行うものとする。

第９　知事が勧告を行うことの請求

(1)　地域づくり推進員は、虐待に関する事案又は障がい者の権利に重大な支障を及ぼす事案に関し行った指導について、改善が図られる見込みがないと判断した場合は、条例第48条第２項の規定に基づき、知事に改善の勧告を行うよう求めることができる。この場合、地域づくり推進員は、知事に勧告を求めることの必要性などについて指名した委員と協議し、決定しなければならない。

(2)　地域づくり推進員は、知事に勧告を求める場合は、別記参照第８号様式に次の書類を添付して保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課に提出する。

ア　協議等申立書の写し

イ　調査結果調書の写し

ウ　地域づくり委員会での協議又はあっせんの経過等を記した調書の写し

エ　その他必要な書類

(3)　地域づくり推進員は、知事に勧告を行うよう求めた場合は、申立人に対し説明を行う。

(4)　地域づくり推進員又は事務局は、知事から地域づくり委員会での協議経過等について説明の求めがあった場合は、知事の求めに応じ説明を行うものとする。

Ⅲ　地域課題等の協議

第１　地域課題等の協議の趣旨

(1)　地域づくり推進員は、地域づくり委員会が地域における障がい者を巡る課題全般を所掌していること（条例第42条）にかんがみ、地域課題等を積極的に把握し、協議を行うよう努めるものとする。

(2)　その際、関係市町村の（自立支援）協議会と密接に連携し、（自立支援）協議会では解決が難しい広域的な課題等の解決などを目指すものとする。

(3)　条例第42条第２項に基づく情報の交換及び協議を行う地域づくり委員会は、必ず年１回以上開催するものとする。

第２　条例第42条第２項に基づく情報の交換及び協議を行う場合

地域づくり委員会を条例第42条第２項に基づく情報の交換及び協議を行う場合は、参考人として、次の関係機関等に参画を求め、それぞれの機関における差別を解消するための取組のほか、差別に関する相談事案や対応状況等に関する情報の交換及び協議を行い、地域全体の障がいを理由とする差別の解消の取組の推進を図るものとする。

なお、開催に先立ち、参加者全員に対し、差別解消法第19条及び25条の規定を周知し、秘密保持義務があることを示すことにより、積極的な意見交換や連携の推進を担保するものとする。

【条例第42条第２項に基づく情報の交換及び協議を行う地域づくり委員会における参考人として想定される機関】

分　野		参考人として想定される機関
行政	国の機関	労働局、法務局、運輸支局、公共職業安定所　等
	市町村	市町村、市町村教育委員会、消防本部、消防署　等
	道の機関	社会福祉課、環境生活課（人権）、保健所、教育局、消費生活センター、警察署　等
関係機関団体等	当事者	親の会、当事者の会、障がい保健福祉関係団体　等
	教育	校長会、PTA連合会　等
	福祉等	北海道社会福祉協議会地区事務所、民生・児童委員協議会、障害者就業・生活支援センター、市町村社会福祉協議会、相談支援事業所（基幹相談支援センター、市町村障害者相談支援事業者）、社会福祉事業を実施している事業者、民生・児童委員　等
	医療・保健	医師会、歯科医師会、看護協会、医師、看護師、保健師　等
	事業者	商工会議所、商工会、中小企業経営者協会、JR北海道、バス会社、電力供給会社、ガス会社、理容院、美容院、ホテル、旅館、公衆浴場、その他公共交通機関、事業者　等
	法曹等	弁護士会、人権擁護委員、司法書士会、弁護士、司法書士、行政書士等
その他		新聞社、放送局、学識経験者　等

第３　地域課題等の把握の方法

(1)　地域づくり推進員は、事務局と連携し、市町村、教育委員会、関係団体などと意見交換を行うとともに、障がい者やその家族、地域住民等を対象としたタウンミーティングを開催するなど様々な手法により、積極的に地域課題を把握し、地域づくり委員会で協議するよう努めなければならない。

(2)　地域づくり委員会は、障がい福祉計画等圏域連絡協議会が実施する北海道障がい福祉計画に関する推進管理において明らかとなった施策上の課題等について、障がい福祉計画等圏域連絡協議会からの提案を受け協議を行うものとする。

第４　任意の調査

地域づくり推進員又は事務局は、地域課題等の協議に先立ち、地域課題等に係る事実関係や関係者等の意見等について把握するため、次の調査を行うことができる。

(1)　地域づくり推進員又は事務局は、地域づくり委員会に出席を求める関係者等の協力の下、電話又は面接等により任意の調査を実施することができる。

(2)　任意の調査は、地域づくり推進員又は事務局が、申立人等又は市町村から、事案の具体的内容や意見等について聴取するとともに、地域づくり委員会に出席を求める関係者等から、事案の具体的内容、申立人等の主張に対する意見等について聴取する。

(3)　事務局は、調査終了後、原則として、１週間以内に調査結果調書を作成する。また、調査結果調書には、次の事項を記載するものとする。

ア　調査実施年月日・場所

イ　調査の対象となった申立人等の氏名

ウ　調査を実施した地域づくり推進員又は事務局職員氏名
エ　事案について確認した事実
オ　調査の対象となった申立人等の意見
カ　その他、地域づくり委員会での協議の参考となる事項

第５　協議の主な手順等

地域課題等に関する協議の基本的な手順等は、概ね次のとおりとする。

(1)　第３の調査結果等を考慮し、地域づくり推進員は参考人を選定する。
なお、参考人には、事案に関係する市町村の関係者を必ず含めるものとする。

(2)　事務局は、原則として、協議の実施日の７日前までに、申立人、地域づくり委員会に出席を求める関係者等、参考人に対し、会議の開催を通知し出席を求める。

(3)　地域づくり推進員、指名した委員及び参考人は、第３の調査結果や専門委員会の協議結果などを踏まえ、申立人、地域づくり委員会に出席を求める関係者等と協議を行う。

(4)　事務局は、協議終了後、速やかに、経過概要等を記載した調書を作成し、調書には、次の事項を記載する。
ア　実施年月日、開始及び終了時間、場所
イ　参加者の氏名等
ウ　参加者の発言要旨
エ　地域課題等に対する協議結果
オ　その他必要な事項

(5)　申立書、調査結果調書、(4)の調書等については、協議が終了した日の翌日から起算して３年間保存しなければならない。

第６　協議に当たっての留意事項

(1)　地域づくり推進員は、参考人として、関係市町村、地域相談員、様々な障がい種別の障がい者、事案に関する有識者など、多様な関係者に幅広く協議への参加を求めるものとする。

(2)　地域づくり推進員、委員及び参考人は、一体となって、地域における障がい者を巡る課題について協議を行うものとする。

(3)　地域づくり委員会の地域課題等に関する協議は、原則公開とし、振興局等のホームページ等の方法により、会議の開催について周知するものとする。
また、傍聴を希望する者に対しては、協議の進行の妨げとなるような行動を取らないことの注意喚起などを行うものとする。

第７　推進本部での審議の請求

(1)　地域づくり推進員は、圏域を越えた広域的な見地からの検討等が必要と判断した地域課題等については、指名した委員と協議の上、条例第46条第５項の規定に基づき、推進本部に審議を求めることができる。

(2)　(1)の審議の求めは、別記参照第６号様式に次の書類を添付して保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課に提出することにより行うものとする。
ア　協議等申立書の写し
イ　調査結果調書の写し
ウ　地域づくり委員会での協議又はあっせんの経過等を記した調書の写し

エ　その他必要な書類

Ⅳ　その他

第１　協議又はあっせんの流れ

特定事案又は地域課題等に関する協議又はあっせん等の流れは別紙３「地域づくり委員会における協議又はあっせん等の手続き」のとおりとする。

第２　連絡会議

振興局等は、地域づくり推進員の求めに応じ、次の事項を協議するため、振興局等関係部室課及び教育局等により構成される連絡会議を開催することができる。

(1)　地域づくり委員会における課題の検討

(2)　必要な職員を参考人として地域づくり委員会に参画させるための連絡調整

(3)　その他、地域づくり委員会の活動を支援するため必要な協力

第３　その他

(1)　地域づくり推進員は、年１回、４月から６月の間にすべての委員による地域づくり委員会を開催し、前年度の活動報告、ホームページ等で公表する情報、地域課題等の把握を含めた当該年度の活動計画などについて、説明し意見を聴取する。

なお、この地域づくり委員会は、個人情報の取扱いに配慮し、原則公開とする。

(2)　当分の間、地域づくり推進員は、申立てのあった特定事案について、受理後速やかに障がい者保健福祉課に協議等申立書の写しを送付するとともに、協議又はあっせん終了後速やかに、別記参照第９号様式により障がい者保健福祉課に報告するものとする。

(3)　この要綱に定めるもののほか、地域づくり委員会の運営に関し必要な事項は、地域づくり推進員が地域づくり委員会に諮って定めることができる。

附　則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

この要綱は、平成２５年８月１５日から施行する。

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。